

しらべが丘の風

学校だより 11月号② 令和4年11月15日

大津市立雄琴小学校 児童数315名

心豊かでたくましい子どもの育成

おとつ子の合い言葉 「あなたも わたしも 大切に」

いじめのない 学校を

～保護者の皆様のご協力をお願いします～

運動会や各学年の校外学習、5年生のフローティングスクール、6年生の修学旅行と、2学期の大きな行事が一つ一つ終了しました。校外学習は、まもなく実施の4年生葛川での森林環境学習「やまの子」が終われば各学年の実施が終わります。各行事では、子どもたちの頑張る姿や活動への意欲の高まりが感じられました。行事を通して子どもたちの成長が見られたところです。

一方近頃の子どもたちの様子を見ていますと、一部の子ですが、休み時間終了の時刻が守れないなど、気になる様子も見られます。また、残念ながらいじめ事案も起こっています。過去の統計を見ても、10月、11月ごろはいじめの件数も増える時期です。多人数で一人の子に対しての事案、また、異学年にまたがった事案もあります。学校ではいじめが起こったときには、関係した児童に聴き取り、本人に指導をしますが、対応には担任以外の教員も関わるとともに、関係した子ども様子を継続して見守り、再発防止に努めています。また、いじめの防止、早期発見のため、授業時間はもちろん、登下校時や休み時間等の見守りを続けています。子どもたちへの指導として、教室でいじめを見かけたとき、ただ黙ってみている（傍観者）だけではいじめを拡大させる、気になることを見かけたら、先生に相談することも指導しています。現在学校では、学校生活アンケートと、それに基づく個人面談を実施しているところです。この面談等を通して、子どもたちの思いをしっかり聴き、いじめを含む子どもたちの困っていることを早期に発見し、対応できるようしているところです。

いじめは人の命まで奪うこともあり、絶対許されるものではありません。現在のいじめの定義は、「いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法）です。このことから、自分の価値判断だけでなく、相手の立場に立って行動する、対話するという力をつけないと、知らず知らずのうちに相手を傷つけることになりかねません。学校では、これからも各教科や行事、道徳や学級活動等を通して、相手の気持ちを考える学習や仲間と何かやり遂げる学習を続けます。また、日々の学校生活で起こるもめごとに対しても相手の思いに気づく指導を続けます。これらの取り組みによりいじめ防止に努めていきます。

ここで、保護者の皆様にあらためてお願いがあります。それは、各ご家庭でもいじめについて考える機会をぜひ持っていただきたいのです。子どもたちは、保護者の方だからこそ話せることもあるかもしれません。子どもたちの話を聴き、いじめの未然防止にお力添えをいただきますよう、よろしく願いいたします。もし、なにかご心配な点がございましたら、遠慮なく学校までご連絡ください。